省令

○外務省令第十二号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

外務大臣　河野　太郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別表　研修員手当の号別表　（第一条関係） ［略］ 20号 円 342,700 21号 円 320,700 ［略］ 25号 円 232,700 26号 円 210,700 ［略］ 国の別 区分 アジア：インド、中華人民共和国、ラオス／香港、モルディブ、モンゴル／インドネシア、マレーシア 大洋州：／マーシャル／／ 北米：／／／ 中南米：エルサルバドル、コロンビア／エクアドル、バルバドス／／ 欧州：アルバニア、カザフスタン、スイス、ノルウェー／スウェーデン／エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スロベニア、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア／ 中東：イスラエル、シリア、レバノン／クウェート／／ アフリカ：アルジェリア、ナミビア／／／ ※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。	別表　研修員手当の号別表　（第一条関係） ［同上］ 20号 円 342,700 21号 円 320,700 ［同上］ 25号 円 232,700 26号 円 210,700 ［同上］ 国の別 区分 アジア：インド、中華人民共和国、ラオス／香港、モルディブ、モンゴル／インドネシア、マレーシア 大洋州：／マーシャル／／ 北米：／／／ 中南米：エルサルバドル、コロンビア／エクアドル、バルバドス／／ 欧州：アルバニア、カザフスタン、スイス、ノルウェー／スウェーデン／エストニア／ポーランド ギリシャ、クロアチア、スロベニア、ハンガリー、ブルガリア、リトアニア、ルーマニア 中東：シリア、レバノン／イスラエル、クウェート／／ アフリカ：アルジェリア、ナミビア／／／ ※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。